阿波吉野川警察署庁舎等整備事業　入札説明書等に関する質問・意見回答書（１回目）　　令和８年８月20日（木）公表

質問	意見	№.	資料名	頁	行	項目						意見・質問内容	回答
○		1	入札説明書	3	20	第2	1	(8)	①			「同解体工事完了までには、4カ月程度の事後調査等の期間を含んでいることから、同調査等が不要となった場合」との記載が有りますが、事後調査等とは、家屋調査の事後調査のみとの理解でよろしいでしょうか？他に項目があればご教示ください。	家屋調査の事後調査のほか、必要となった場合の発掘調査を想定しています。
○		2	入札説明書	3	20	第2	1	(8)	①			「事後調査を実施する場合、同調査に影響を伴わない現地立入り等が可能」との記載が有りますが、許容される作業に関して、現段階で分かるものがあればご教示ください。 （例：無振動・無騒音作業での液状化対策、仮設事務所整備・仮囲い整備等）	近隣家屋への影響がない作業は可と考えております。 仮設事務所整備や仮囲い整備等は支障ないと思われますが、具体的な作業内容に関して予測振動レベル、離隔距離、施工機械の仕様等を確認させていただき判断いたします。 なお、発掘調査を実施する場合は、同調査との調整も必要になることをご承知おきください。
○		3	入札説明書	3	39	第2	1	(8)	①			埋蔵文化財試掘調査について、２回目の実施時期をご教示いただきますでしょうか。 あるいは、調査時期は事業者の実施する地質調査に影響しないと考えて宜しいでしょうか。	第２回試掘調査は終了しました。 添付資料４【地質調査実施可能箇所】以外での地質調査（添付資料２４【埋蔵文化財試掘調査実施箇所】で示した第２回試掘調査実施箇所部分）の実施時期は、令和９年９月頃（調査期間：２週間程度）を想定していますが、変更する場合があります。詳細日程は協議とします。
○		4	入札説明書	9	28	第3	3	(2)	⑦			入札書開札は令和8年11月6日16時と記載がありますが、事業者の立ち合いは必要でしょうか。	事業者の立会は不要です。
○		5	入札説明書	9	35	第3	3	(2)	⑧			№10の質問に関連し、提案に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施において、プレゼンテーションの際に、グループ各構成会社の業務及び施工実績について言及する場合、その実績の具体的な業務名及び工事名を出しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 匿名審査としていることから、プレゼンテーションや、提案書の記載において、会社名やロゴマーク等、直接的に応募者を特定できる表現、記載等は禁止とします。但し、応募者の特徴や強みを伝えるため、実績の具体的な業務名及び工事名のほか、特許名称（名称のみで直接的に応募者が類推できるものを除く）等については、プレゼンテーションや、提案書において表現、記載等していただいて構いません。
○		6	入札説明書	10	34	第3	3	(3)	①	オ		解体業者は応募者に含めず、との記載ですので、応募者グループの重複は可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		7	入札説明書	12	11～23	イ設計業務を～	a. b. c.					本事業はWTO政府調達協定の対象であることを前提として、設計業務を行う企業は②応募者の参加資格要件のイa.　b.　c.を満たしておれば、ア共通事項　a.の文面の解釈に拘らず参加要件は有ると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ア共通事項a.の「ただし」以降は建設企業及び解体企業に適用されます。
○		8	入札説明書	13	46	第3	4	(3)				使用する言語、通貨単位等において、使用する言語は日本語とあります。建築に関する一般的な名称やキーワード、資機材名、工法などが英語表記の場合はこの限りではないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、建築に関する一般的な名称等が英語表記の場合はそのまま使用して構いません。ただし、必要に応じて注釈を添えるなど適宜分かりやすい表現としてください。
○		9	入札説明書	15		第3	5					予定価格には、要求水準書記載の什器備品等を含むものとし、それ以外の備品は別途工事と考えてよろしいか。	お見込みのとおりです。
○		10	入札説明書	18		第5	1	表3	その他			吉野川と飯尾川に関する河川洪水浸水想定大規模について、TP表示でご教示いただくことは可能でしょうか。 また別に１階FLがTP14.85以上との記載がありますが、上記を勘案して決定されたFLと考えて宜しいでしょうか。	前段については国土交通省及び徳島県が公表している資料に基づきご検討ください。 後段については、周辺への影響等を考慮し、設定した数値です。
○		11	要求水準書	6	2	第1	6					想定スケジュールが示されておりますが、新築工事期間が短縮となった場合は、引越し及び既存解体着手時期も新築工事期間に合わせて前倒し可能と考えて宜しいでしょうか。	1ヶ月程度の前倒しは可能と想定しています。なお、更なる工期の短縮については、別途県が実施する工事（添付資料14に示す本事業外工事）等との調整が必要であることから、適宜協議とします。
○		12	要求水準書	8		第1	7	(7)				補助金等の適用における支援：【都道府県警察施設整備事業補助金等に関し、図面や積算書類等、申請に必要な資料の作成支援を行う。】具体的にどのようなものが必要であるかお示しください。	当該補助金等の申請書類の作成は県にて行います。事業者は、県から指示のあった同申請書類の根拠となる図面や積算書類等を作成することを想定しています。
○		13	要求水準書	10	11	第1	8	(1)	ウ	(ｱ)		外来車駐車場とは来庁者駐車場と同じ意味という認識でよかったでしょうか。	お見込みのとおりです。「外来車駐車場」に表現を統一します。
○		14	要求水準書	10	19	第1	8	(1)	ウ	(ｱ)		「公用車を移動させることで職員が各種訓練等を行えるスペースとしても活用できるように配慮する」とありますが、現場対応や災害対応のための大規模な訓練をお考えでしょうか。公用車28台分のスペースが必要でしょうか。	本記載の趣旨は、敷地の有効活用であり、配置計画上、可能なスペースを確保していただければ構いません。想定している訓練等は、一部署員による通常点検や、災害装備品の習熟訓練（木材等の切断訓練等）等を想定していますが、確保されたスペースで実施可能な訓練等を、柔軟に検討して行います。訓練時の一時公用車移動先は、適宜、必要な移動台数に応じて、その他の駐車場や敷地内の空きスペース等を活用することを想定しています。
○		15	要求水準書	10	19	第1	8	(1)	ウ	(ｲ)		公用車駐車場は、公用車を移動させることで職員が各種訓練等を行えるスペースとしても活用できるよう配慮する。とありますがどのような訓練等を想定しているか教えていただけますでしょうか。	No.14の回答をご確認ください。
○		16	要求水準書	13	37	第2	1	(2)	ア			１階フロアレベルは、TP14.85以上との記載が有りますが、別途県で実施する旧農業研究所鴨島分所が解体された後の想定地盤レベル（積算上の根切基準面）をTP表示でご教示いただくことは可能でしょうか。	現況地盤高さと既存建物図面を踏まえてご検討ください。
○		17	要求水準書	13 22 26 30	32 26 6 37	第2	1	(2) (3) (4) (5)	ア ア ア			要求水準書に記載されている庁舎、車庫、職員公舎、公用車駐車場の基準レベルT.P.14.85以上とのご指示に対応すると、盛土規制法の対象になる可能性があります。公共施設用地として適用除外と考えてよろしいでしょうか。（既存建物解体後の敷地も同様と考えてよろしいでしょうか）	本施設等は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が適用されます。同法の許可を要する工事に該当する際は、必要な手続きを行ってください。なお、同法の中間検査が必要となった場合でも、許可対象工事以外の工事は進めても構いません。 徳島県「宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可申請等の手引」等をご参照ください。
○		18	要求水準書	14	1	第2	1	(2)	ア			「通用口のいずれにも風除室を設ける」とありますが、通用口が複数ある場合、いずれにも風除室を設ける必要があるということでしょうか。また、通用口に風除室(自動扉)を設ける場合、その分のランニングコストがかかりますが、設置の意図をご教示ください。	風除室を設けることにより、風雨が建物内に入り込まないようにするためです。そのため、風雨を凌ぐことができれば、通用口の風除室は必須としません。
○		19	要求水準書	19	20							専用階段について、通常時は専用利用ですが、避難時には共用の避難経路として利用可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。ただし、被留置者の避難経路においては、共用部の階段を使用する場合があります。
○		20	要求水準書	19 20	34 1	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑰	太陽光発電設備の規模等数値的な基準について、直接対話では公告で見直しするとのことでしたが、記載内容に変更はありませんでした。お考えをお聞かせ下さい。	蓄電池容量は15kWh程度とし、同容量に応じた規模の太陽光発電設備を設置してください。 太陽光発電の供給先は、日照時間及び夜間(蓄電池)ともに優先順に①留置場内、②受付兼宿直事務室、③各課事務室等の照明を想定しています。

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業　入札説明書等に関する質問・意見回答書（１回目）　　　令和８年８月20日（木）公表

質問	意見	№.	資料名	頁	行	項　目						意見・質問内容	回答
○		21	要求水準書	22	27	第2	1	(3)	ア			新車庫と一体又は別棟で霊安室を設置する。また、新車庫は新庁舎との合築とすることも可とする。とあるが、車庫とその他の用途を切り分けて一部を新庁舎と合築することも提案により可という認識でよろしいでしょうか。	可としますが、添付資料12諸室要求水準書において「新車庫」に分類されている諸室のうち、共通倉庫（大）、証拠品庫（二輪車用）は、車両を使って保管物件を搬出入する場合があることを踏まえた配置として下さい。なお、霊安室は車庫と一体又は別棟に設置するものとします。
○		22	要求水準書	30	2	第2	1	(5)				東側2カ所、南側1カ所、西側1カ所の計4カ所については、新職員公舎の出入口も含めてと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、東、南、西の三方全てから公用車が出動できる計画として下さい。計画によっては、南側を２カ所に変更し、計５カ所とすることも可します。
○		23	要求水準書	30	36	第2	1	(5)				雨水流出抑制施設（貯留施設・オリフィス）の計画にあたり、設計降雨強度については徳島県の基準を採用して検討を進める予定です。 一方、オリフィス径の算定に必要となる**許容放流量（または許容放流比流量）**について、吉野川市または下水道管理者として採用すべき基準値がありましたらご教示ください。 なお、基準値が定められていない場合は、【現況流出量以下とする】【接続先下水道の排水能力等を踏まえ協議により設定する】 など、許容放流量の設定方法についてご指示願います。現況流出量以下とする場合はその基準値をご指示願います。	前段については、雨水流出対策は、「雨水貯留槽」及び「その他の方法」により、新庁舎等の整備に伴い生じる雨水流出を抑えるための対策を行ってください。なお、「雨水貯留槽」の規模は480㎥以上とし、「その他の方法」については、平素の利用に支障が生じない方法としてください。 後段については、許容放流量に関して提示できる基準値はありません。 事業地の現状及び周辺への影響を考慮し、ご提案ください。
○		24	添付資料1 地積測量図	16								西側の土地を購入する部分に既存側溝（地番88-4の一部）がありますが、暗渠等の計画が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。 車両通行が出来る計画としてください。
○		25	添付資料1 地積測量図	16								同上部分に、電柱から隣接家屋への既設架空線（通信線）がありますが、移設費用等は事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		26	添付資料1 地積測量図	1 8 9								南側隣接道路に開渠側溝（地番88-3）がありますが、計画する出入口部は暗渠として計画し、その他の既設の暗渠部分は現状維持と考えてよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、既設の暗渠は、撤去や必要な補修を行う等、新庁舎や周辺の景観に配意したものとしてください。
○		27	添付資料6 解体対象施設の既存図面等	26	9							『⑥解体工事後、敷地は砕石敷きとすること』と記載がありますが、解体時に発生するコンクリートガラを場内でリサイクル処理した再生砕石を使用してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、周辺に及ぼす振動や騒音等、周辺環境に悪影響を及ぼさないようにして下さい。
○		28	添付資料6 解体対象施設の既存図面等									解体工事後、敷地は砕石敷とすること、との記載がありますが、再生砕石の場合、地下水への水質汚染が生じる恐れがありますので使用不可と考えるべきでしょうか。 また、使用不可の場合は単粒度砕石による敷き均しと考えて宜しいでしょうか。	前段については、再生砕石の使用は可としますが、周辺環境に悪影響を及ぼすことがないようにして下さい。後段については、前段の回答を踏まえ、ご検討ください。
○		29	添付資料6 解体対象施設の既存図面等									また、解体砕石敷後、前面の国道から敷地が急勾配となっており、敷地内の土砂・砕石が流失する可能性が否定できません。立上り躯体等の対応策を今回提案すべきでしょうか。	お見込みのとおりです。 令和８年11月6日受付締切としている提案書において、ご提案ください。 なお、添付資料６【阿波吉野川警察署解体工事の留意事項説明図】の「解体工事にかかる留意事項」に記載の、「土砂や雨水の敷地外に流出しないよう整地すること」等については、必要な箇所に擁壁等を設置することも可とします。
○		30	添付資料6 解体対象施設の既存図面等									主要建物については塗材のアスベスト調査は実施されていますが、倉庫等については調査がされていません。どのようにお考えでしょうか。別紙添付図	令和６年度の分析調査は特定建築物石綿含有調査者の助言を受け、同一の仕上げ材で施工された箇所は代表的な箇所で分析を実施しています。 なお、この調査結果を踏まえ、職員公舎岡山の付属棟（倉庫等）の外壁仕上げ材もアスベスト含有材として取り扱ってください。 また、波形スレート等のアスベスト含有の可能性が非常に高い建材や修繕工事において部分的に使用された建材のうちアスベスト含有のおそれがあるもの（レベル２・３（建設業労働災害防止協会の区分）の非飛散性建材）は、見なし含有材として取り扱ってください。 要求水準書及び同添付資料にかかる上記の認識をもって、適切なアスベスト含有材の撤去処分が実施できる計画をご提案ください。
○		31	添付資料6 解体対象施設の既存図面等									説明図内に「周辺敷地への影響が懸念される土留壁等は残置することも可とする。」との記載がありますが、別紙添付図に示す範囲が撤去不可と考えられますがよろしいでしょうか。	添付資料６【阿波吉野川警察署解体工事の留意事項説明図】の「解体工事に係る留意事項」に記載のとおり、周辺敷地への影響が懸念される土留壁等（敷地境界及び道路境界沿いの工作物）は残置することも可とします。
○		32	添付資料6 解体対象施設の既存図面等									「解体工事後、敷地は砕石敷きとすること」との記載があります。 砕石はコンクリート再生砕石での敷均しでよろしいでしょうか。	No.27、28の回答を確認してください。
○		33	添付資料6 解体対象施設の既存図面等									別紙、赤線で示した土留壁等を周辺敷地への影響恐れと考え残置可能な土留壁と考えてよろしいでしょうか。	No.31の回答を確認してください。
○		34	添付資料7 アスベスト調査結果									別紙に図示した、倉庫・霊安室・LPGポンプ・物置はアスベスト未調査と思われますが、含有なしで見込んで宜しいでしょうか。	No.30の回答を確認してください。
○		35	添付資料10 ｾｷｭﾘﾃｨ基本方針・ｾｷｭﾘﾃｨ区分ｲﾒｰｼﾞ	2	10							『警察車両専用駐車場』とは、職員駐車場は含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 公用車駐車場を意味するため、記載を修正します。
○		36	添付資料11 機能相関図	2	8							要求水準書には各階１室との記載があり、機能相関図には身体障害者用WC（１階）との記載がありますが、各階１室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 機能相関図の記載を修正します。
○		37	添付資料12 諸室要求水準書	2 6～	1	第1 2	4					対象業務として「什器備品の調達、設置」と記載があります。添付資料12諸室要求水準書 2.本施設の諸室整備水準 の各諸室に「什器備品等」の記載がありますが、一部で「諸室仕様」や「設備の要件」の欄においても什器備品の記載がされております。別途設置等の記載がない限り、対象業務として調達、設置するものと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項　目						意見・質問内容	回答
○		38	添付資料12諸室要求水準書 添付資料21留置施設等設計基準・配置イメージ図	48 4	33	2	(7)					共犯者の収容を想定した個室については、他の成年留置室と離れた位置に設けるとのことですが、要求水準書添付資料21留置施設等設計基準・配置イメージ図に記載の留置室(成年)7号室と考えます。前室のあるタイプのようですが、⑮留置室(分隔)に倣い、その規模は15㎡/室(前室5㎡、留置室10㎡)程度と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、前室の面積は、設置する什器備品等を踏まえ、適切な面積としてください。
○		39	添付資料12諸室要求水準書	50 52	42 3	2	(7)					「15㎡/室」と記載がありますが、前室を含んだ床面積と解釈して宜しいでしょうか。また、⑬留置室の規模10㎡/室を準用し、前室は5㎡程度、留置室は10㎡程度と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、前室の面積は、設置する什器備品等を踏まえ、適切な面積としてください。
○		40	添付資料12諸室要求水準書	67	29	2	(10)					「車両リフトなどを整備するなど」とありますが、車両リフトに関する仕様の記載が見当たりません。想定されている車両リフトのメーカーや品番についてご教示ください。また、車両リフトは1台分であり、別途工事と考えて宜しいでしょうか。	株式会社バンザイ型式ZFA-F32A相当(1台分)を本工事において、事業者により設置してください。なお、車両リフトの配置は、平素の車庫利用や車底部の確認、写真撮影等に配意したものとしてください。
○		41	添付資料12諸室要求水準書	12								中央管理室什器備品等の什器に関して、委託業者の什器を提案するとありますが、必要な什器をご教授ください。	テーブル適宜（1,800×900×700）、椅子適宜（570×550×880）、中量ラック等、中央管理室に設置される設備機器の配置を踏まえ、各備品を必要数配置していただくことを想定しています。
○		42	添付資料12諸室要求水準書	59								護送車停車場及び霊安室の配置(出入口)について、方位に関する指定や配慮事項はありますでしょうか。提案者の判断による計画としてよろしいでしょうか。	前段については、方位に関する指定はなく、要求水準書で示した配慮事項を確認してご提案してください。 後段については、お見込みのとおりです。
○		43	落札者決定基準	2	5	2	2.2.					審査員5名のうち委員長をご教示ください。	委員長は、小川宏樹教授です。
○		44	落札者決定基準	7		4						防災計画：【敷地外への雨水流出を抑制する提案がなされているか。】この項目で数値を示して頂かないと具体的な抑制対策が計画できません。 例えば時間雨量○○を想定し、１時間当たり○○㎥の雨水貯留。合計○○㎥以上の貯留とする等具体的に回答をお願いします。	No.23の回答を確認してください。
○		45	様式集及び記載要領			様式2-3						②商業登記謄本、③履歴事項全部証明書とありますが同じ証明書ではないでしょうか。③があれば差し支えないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		46	様式集及び記載要領		39	様式2-3	添付資料					※添付資料として、②商業登記謄本、③履歴事項全部証明書と別々に記載がございますが、②「登記簿謄本」は紙で管理されていた時代の呼び名で、現在は「登記事項証明書」と呼ばれおり、③「履歴事項全部証明書」はその一種で、現在の会社情報と過去約3年間の変更履歴が記載された書類です。この2つは実質的に同じものを指していますので、③の提出のみでよろしいでしょうか。	No.45の回答を確認してください。
○		47	様式集及び記載要領			様式2-3						「参加表明書」の添付資料として、②「商業登記謄本」および③「履歴事項全部証明書」の提出が求められていますが、両者は同一の書類を指すものと解し、③「履歴事項全部証明書」のみを提出するものと考えてよろしいでしょうか。	No.45の回答を確認してください。
○		48	様式集及び記載要領	14		様式2-3				※		添付資料として「②商業登記謄本、③履歴事項全部証明書・・・」とありますが、同内容の資料と思われます。 どちらかを提出すれば良いとの趣旨でしょうか。	No.45の回答を確認してください。
○		49	様式集及び記載要領			様式2-4						添付資料1　ア徳島県税は徳島県に納税義務がない場合でも証明書が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。徳島県に納税義務がない場合は、「イ 本店が所在する都県府県の事業税」について、滞納していないことを証する書類を提出してください。
○		50	様式集及び記載要領		26～27	様式2-4	添付資料2					「次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）を証する書類 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出」 上記の証明として、アとイについては、厚生労働省年金局より発行される「社会保険料納入証明書」が、健康保険料・厚生年金保険料などの社会保険料を納めていることを証明する公的な書類のため、こちらを提出でよろしいでしょうか。 また、対象期間は、入札公告時（令和8年7月7日）直近に納入確認ができる令和8年6月分までの1年間でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 加入状況が確認できる下記書類（写し可）のいずれかの提出をお願いします。 ①納入証明書 ②納入通知書 ③資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ④適用通知書
○		51	様式集及び記載要領		28	様式2-4	添付資料2					「次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）を証する書類 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出」 上記の証明として、ウについては、労働基準監督署より発行される「労働保険関係成立・納付証明書」が、労働保険（労災保険・雇用保険）に適正に加入し、保険料を納付していることを証明する書類のため、こちらを提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 加入状況が確認できる下記書類（写し可）のいずれかの提出をお願いします。 ①納入証明書 ②保険関係成立届 ③領収済通知書 ④概算・確定保険料申告書（控）
○		52	様式集及び記載要領			様式2-4						設計業務を行う企業実績を証明する資料として求められている「履行証明書」については、発注者の公印が押印されたものを提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者が直接発行する履行証明書の場合、原則公印が必要です（公印省略の場合は不要）。なお、履行証明書は、実績要件に該当することが読み取れるものであれば、PUBDIS等の出力資料で代替可能です。
○		53	様式集及び記載要領			様式2-4						添付資料1アにおいて徳島県税に係る納税証明書の提出が求められていますが、徳島県内に事業所等を有しておらず、徳島県税の納税義務がない企業については、当該納税証明書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答を確認してください。
○		54	様式集及び記載要領	15		様式2-4						添付資料１について、ア.徳島県税の納入証明書があればイ.本店所在地の納入証明書は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		55	様式集及び記載要領	15		様式2-4						上記に関連して、本店所在地の納入証明書が必要である場合、社長から委任を受けている支店（申請名義人）所在地の納入証明書で宜しいでしょうか。	No.54の回答を確認してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項　目						意見・質問内容	回答
○		56	様式集及び記載要領			様式3-2						プレゼンテーションにおいて使用できる資料は、「提案審査提出書類一覧」に記載された提出物に限られ、同一覧に記載のない資料の追加提出はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 提案書以外の追加資料はプレゼンテーションに用いるパワーポイント資料を除き受け付けません。 なお、11月６日以降(予定)、別途プレゼンテーションの実施要領を示した通知文をご送付いたします。
○		57	様式集及び記載要領			様式4-1						事業計画に関する提案において、グループ各構成企業の業務及び施工の実績について記載する場合、その実績の具体的な業務名及び工事名を記載しても宜しいでしょうか。	No.5の回答をご確認ください。
○		58	様式集及び記載要領			様式7-4	様式7-5	様式7-6				各階平面図、立面図、断面図の指定縮尺が1/200(A3)とありますが、比較的大きいスケールに思われます。書き込みの程度は『建築工事設計図書作成基準』に記載されている程度として考えてよろしいでしょうか。	縮尺については1/300に修正します。書き込みの程度は提案をするうえで適切なものとしてください。
○		59	様式集及び記載要領	5	21		2	(2)		ア・イ		提案書の様式について、指定の用紙サイズと枚数は厳守することとありますが、枠の大きさを大きくすることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
○		60	様式集及び記載要領	5	23		2	(2)		ウ		応募者を特定できる表示は付さないとの記載ですが、応募事業者が有する特許等の提案まで禁止する趣旨でしょうか。あるいは表示上応募者が特定できなければ良いと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No.５の回答をご確認ください。
○		61	様式集及び記載要領	5	32		2	(2)		ク		文字を画像として貼り付けることは不可とありますが、添付した表や図に文字が表示されている場合はこの限りではないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		62	契約金額の支払い条件	1	19	2.	(1)					物価変動に基づく請負代金額の変更対象は、建設業務、解体業務及び工事監理業務とされ、設計業務は対象に含まれていません。契約締結後、設計業務期間中に国土交通省の設計業務委託等技術者単価が著しく上昇した場合、設計業務費は改定対象として検討していただけるのでしょうか。	お見込みのとおり、設計業務は対象に含まれていません。ただし、契約締結後、検討すべき事象が認められた場合には、協議を行うこととします。
○		63	設計・施工請負契約書（案）	5		3条2	3	(1)				雇用する技能者とは、工事の直接的な作業を行う労働者のことを指していると思われますが、弊社には直接雇用する技能者がいないため、該当しないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		64	設計・施工請負契約書（案）	8		18条						「契約代金内訳書」は事業者選定後の契約時に提出する明細書であり、「工事費内訳明細書」は実施設計図書等に基づいた実施ベースの内訳書と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		65	設計・施工請負契約書（案）	8		18条	2					上記の場合、工事費内訳明細書の工事代金は契約代金内訳書の工事代金を超えることはできない、との記載ですが、契約後、工事費内訳明細を作成、提示するまでの間に、本契約書案に別で定められた変更項目等によって工事代金が変動し、結果として契約代金内訳書の工事代金を超える場合はこの限りではない、と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。